

子どもの権利条約

◎「子どもの権利」は子どもを「保護の対象」としてだけでなく「権利の主体」として扱います。

子どもの権利条約は18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として1989年に誕生しました。条約は子どもに一番いいことは何かを考えなければいけないと言っています。そして、子どもの権利を守るように次の4つの事を定めています。

- ◎ 家の人や、子どもの成長にあわせて、いろいろな事を教えたり、手助けをします。
- ◎ 子どもに、もっとも良い事を考えます。

1. 生きる権利

ふせげる病気などで命を失わないこと。病気やケガをしたら、治療を受けられることなど。



- ◎ 生まれた国が違って、男でも女でも、どんな意見を言っても、いじめや身体に障害があってもなくても、その他にどんな事があっても差別されません。
- ◎ 知られたくない事は守られます。良くない情報やまわりのあらゆる悪い事から守られます。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや、少数民族の子ども等は特別に守られることなど。



2. 育つ権利

教育を受け、休んだりあそんだりできること。考えや信じる事の自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



- ◎ 子どもは休んだりあそんだり文化、芸術活動に参加する権利があります。
- ◎ 自分の良い所をのびたり子どもが自分も、他の人もみんな同じように大切にされるという事、地球の自然の大切さなどを学べます。

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行なったりできることなど。



- ◎ 自由に自分の意見を表したり、自由な方法で自分の気持ちを表すことができます。
- ◎ いろんな行事にも参加出来ます。

(日本ユニセフ協会 ホームページより)